

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。（表1-1、図1-1）

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震で、30年以内の地震発生率は、もっとも高い区間で、30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表1-2）。

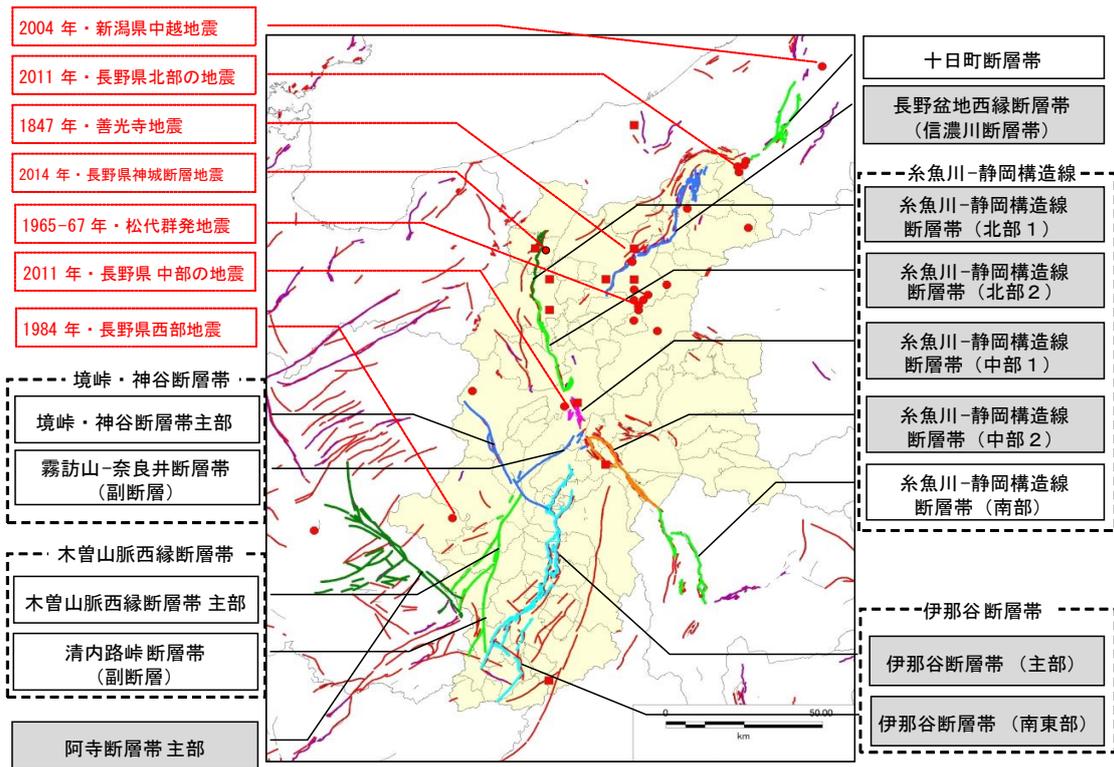
（表1-1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	—	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	—	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	—	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

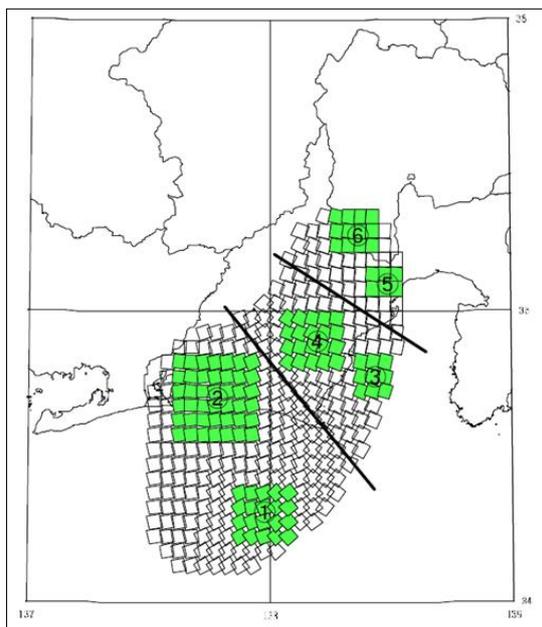
活断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さをを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M4～M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



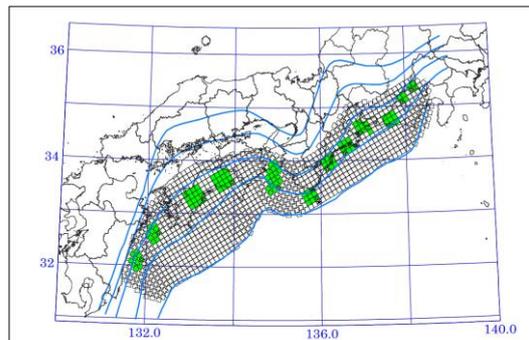
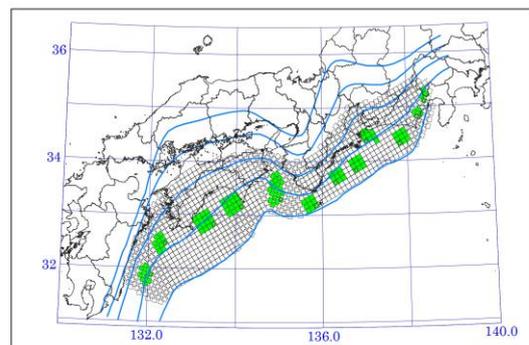
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□：小断層 ■：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図 1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012) (上図：基本ケース、下図：陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 H28.1 地震調査研究推進本部による。

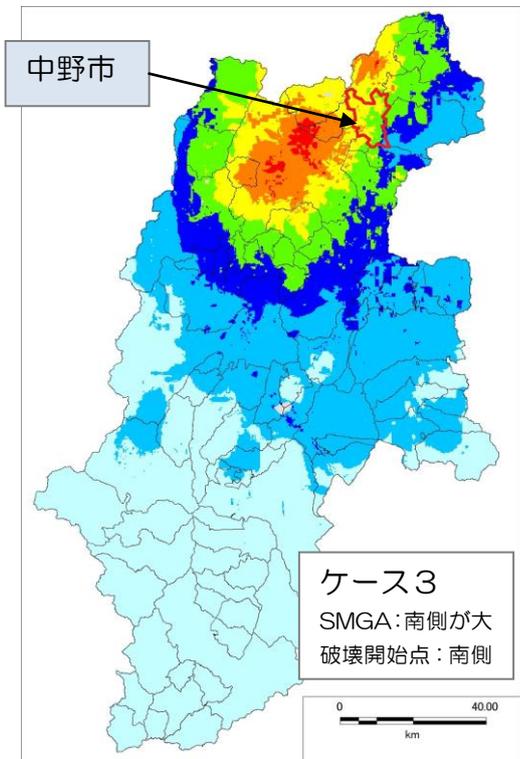
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

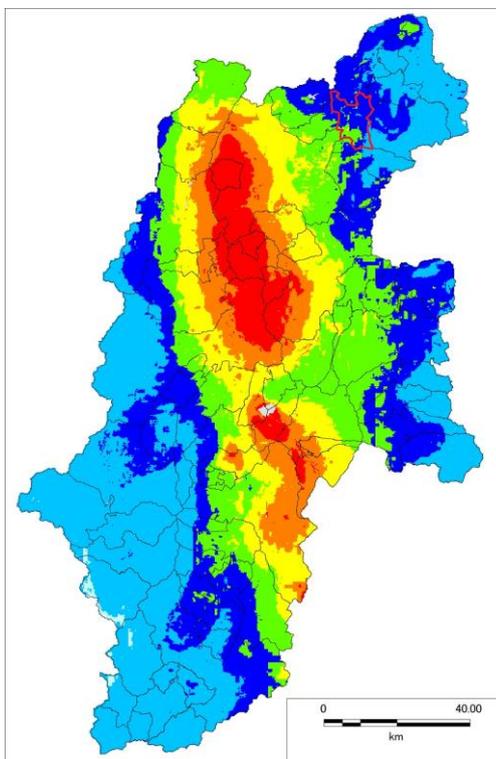
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4～13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

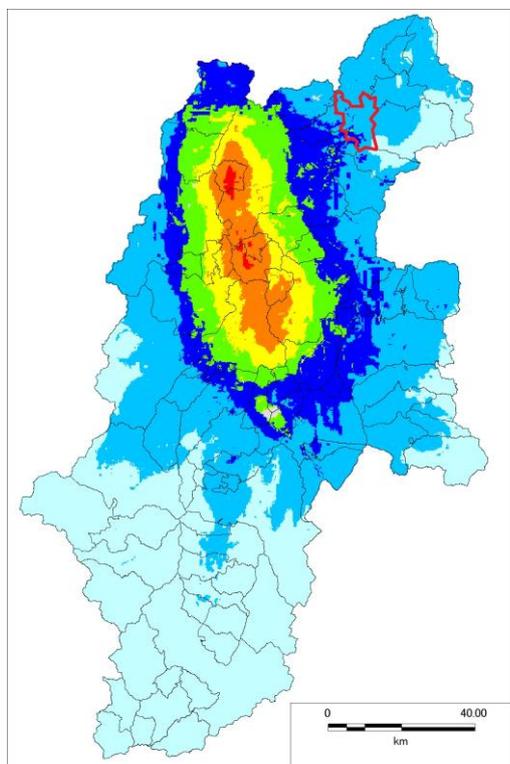
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



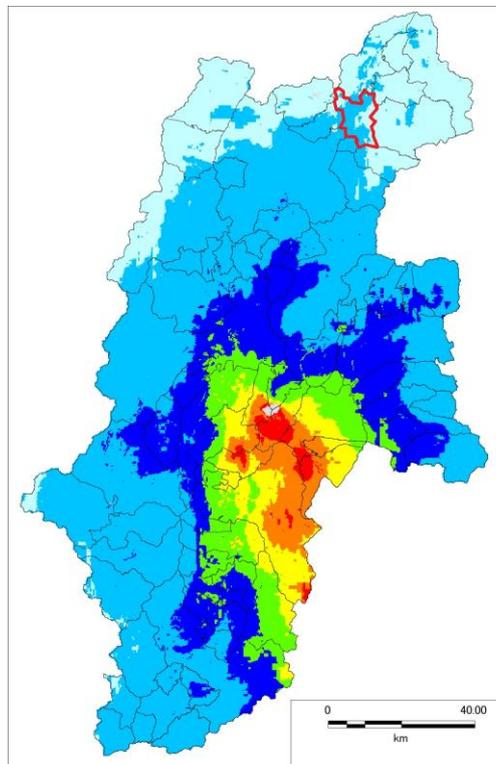
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体:Mj8.5)

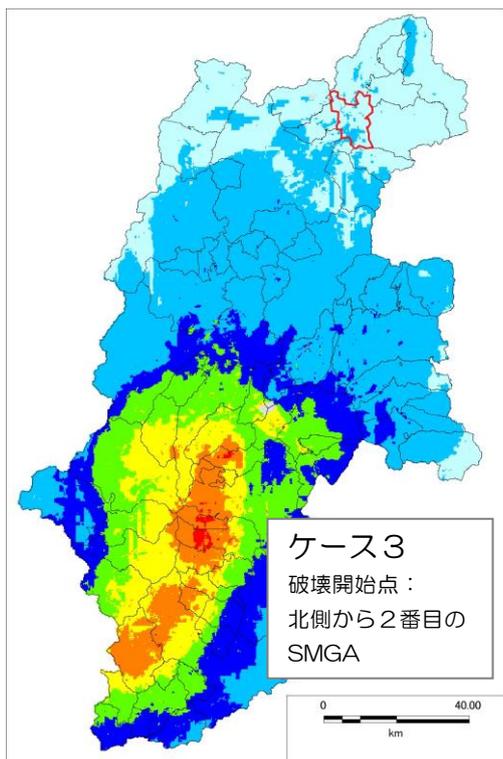


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側:Mj8.0)

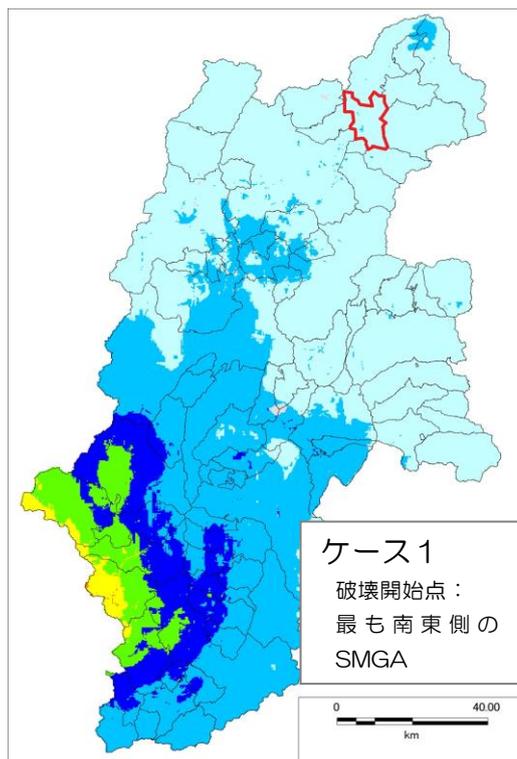


(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側:Mj7.9)

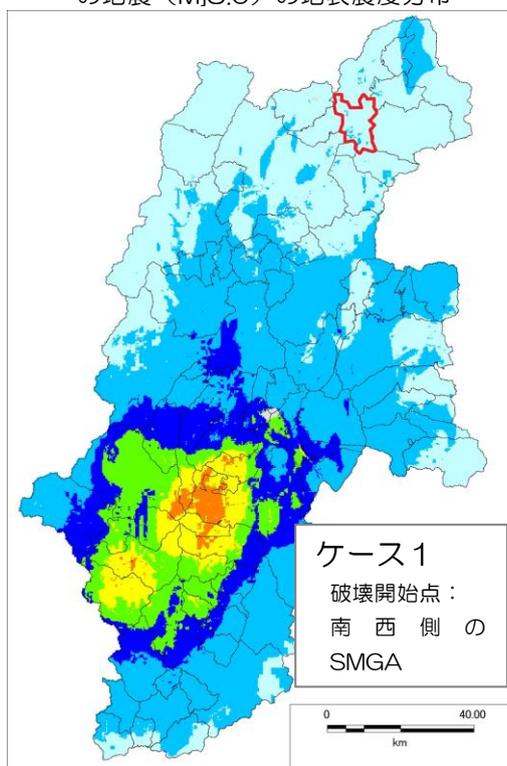




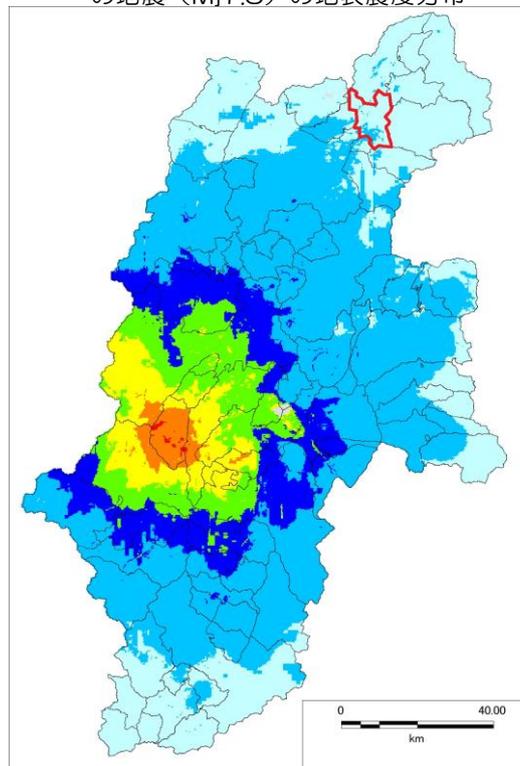
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度

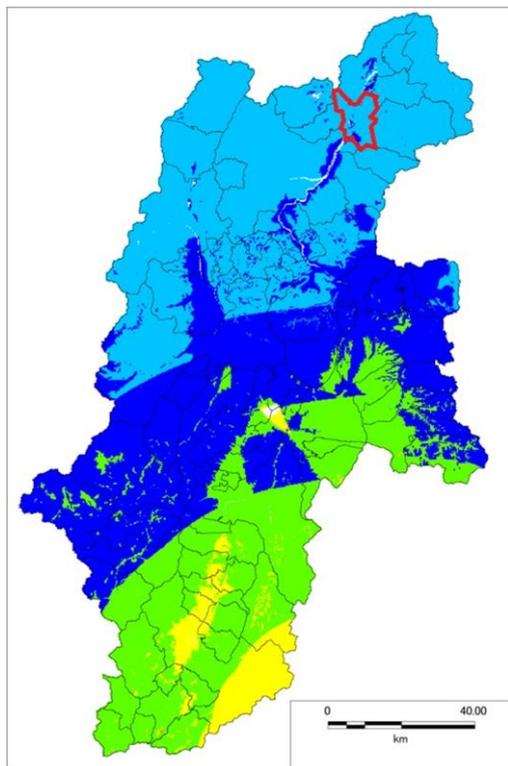


(図1-11) 境峠・神谷断層帯(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分

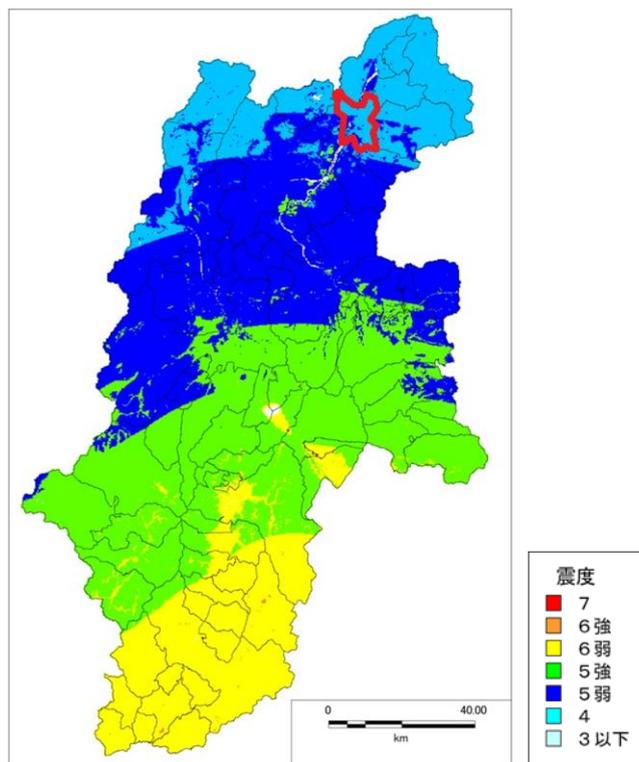


(2) 海溝型地震における地表震度分布 (※6)

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも、市内に被害を引き起こす地震が本市やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 被害想定 (建築物被害)

(単位：棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	400	1460
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	わずか	80
		北側	—	冬18時	強風時	わずか	わずか
		南側	—	冬18時	強風時	0	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	0	0
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0	
海溝型 地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		—	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		—	冬18時	強風時	わずか	わずか

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

(表1-4) 被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		20 (20)	280 (280)	150 (150)	1,860
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	わずか (わずか)	50 (50)	10 (10)	390
		北側	わずか (わずか)	わずか (わずか)	わずか (わずか)	10
		南側	0	0	0	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震		0	0	0	0
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		0	0	0	0
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		0	0	0	0
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		0	0	0	0
海溝型 地震	想定東海地震		0	0	0	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		0	0	0	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		わずか (わずか)	わずか (わずか)	わずか (わずか)	わずか (わずか)

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

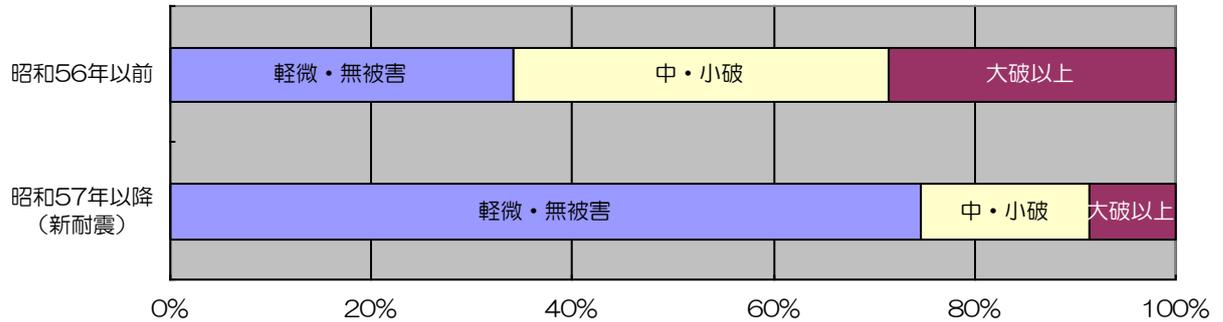
※ ()内は建物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



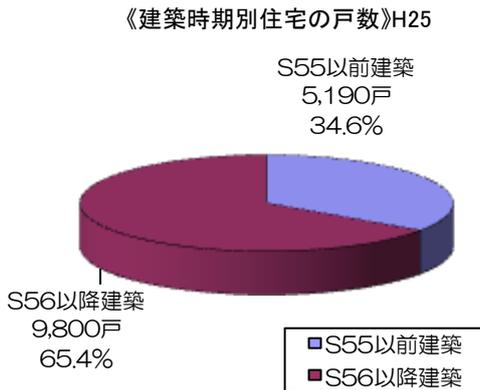
（出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

(2) 建築時期別の住宅の状況等

平成 25 年の「住宅・土地統計調査」より、市内の住宅総数は、14,990 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、5,190 戸で全体の 34.6%を占めています（表 1-5）。

（表 1-5）建築時期別住宅戸数

（単位：戸）



住宅総数	H25	H20	H15
住宅総数	14,990	14,470	14,110
うち昭和55年以前建築	5,190 (34.6%)	5,540 (38.3%)	5,880 (41.7%)
～S35	1,380	1,450	1,610
S36～45	1,070	1,300	1,480
S46～55	2,740	2,790	2,790
うち昭和56年以降建築	9,800 (65.4%)	8,930 (61.7%)	8,230 (58.3%)
S56～H2	2,670	2,830	3,390
H3～12	3,810	4,010	4,210
H13～	3,320	2,090	630

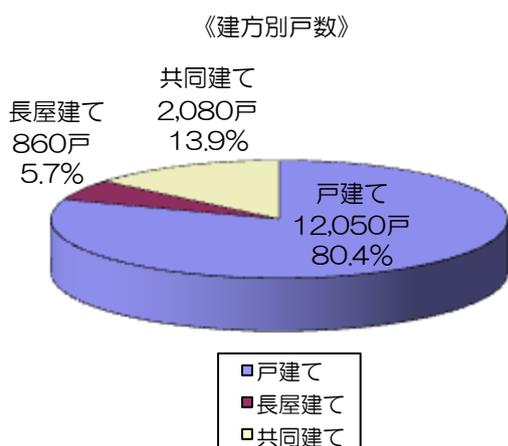
（出典：H15、H20 及び H25 住宅・土地統計調査から推計）

※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

市内の住宅を建方別にみると、全体の約8割を占める戸建ての3割強が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約29%を占めています。

また、長屋建ては昭和55年以前に建築された割合が約59%と最も高くなっていますが、構成比が約6%と低いため、住宅総数に対する割合は約3%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約14%を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は約12%となっており、住宅総数に対する割合は約2%と低くなっています（表1-6）。



（表1-6）建方別建築時期別住宅数（単位：戸）

	住宅数		うち昭和55年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数	住宅数に対する割合
戸建て	12,050	80.4%	4,410	36.6%
長屋建て	860	5.7%	510	59.3%
共同建て	2,080	13.9%	250	12.0%
計	14,990	—	5,170	34.5%

（出典：H25 住宅・土地統計調査から推計）

持ち家は11,600戸あり、全住宅に占める割合は77.4%で、そのうちの3割強が昭和55年以前に建築されています（表1-7）。

（表1-7）持ち家の建築時期別住宅数（単位：戸）

	住宅戸数		うち昭和55年以前建築戸数	
	住宅戸数	構成比	住宅戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	11,600	77.4%	4,210	36.3%

（出典：H25 住宅・土地統計調査から推計）

また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成18年度から、住宅耐震化促進事業を実施してきました。

診断を実施した住宅は395戸で、そのうち、3戸（約1%）で耐震補強を行っています。（表1-8）。

（表1-8）耐震診断・改修の実績（単位：戸）

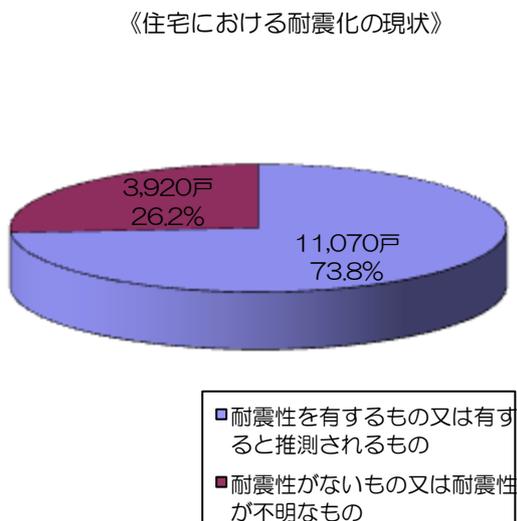
耐震診断	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
住宅	289	29	44	15	3	7	2	4	2	395
避難施設	0	0	5	5	5	1	2	0	0	18
耐震補強(住宅)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3

※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 11,070 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で 73.8%と推計されます（表 1-9）。

（表 1-9）住宅における耐震化率の現状 （単位：戸）

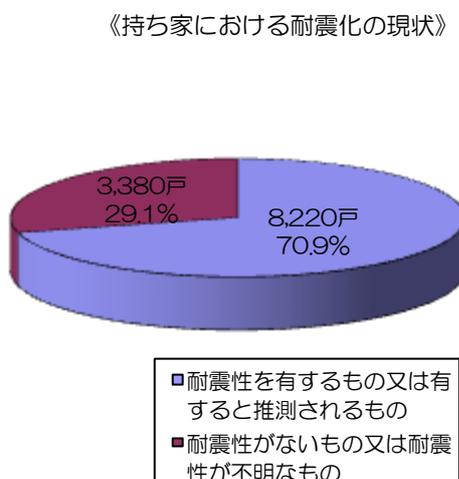


住宅総数 (a)	14,990
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	11,070
耐震化率 (c=b/a)	73.8%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	9,820
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	5,170
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	720
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	530
耐震性がないもの又は不明なもの (h)	3,920

（出典：H20,H25 住宅・土地統計調査から推計）

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 8,220 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 70.9%と推計されます（表 1-10）。

（表 1-10）持ち家における耐震化率の現状 （単位：戸）



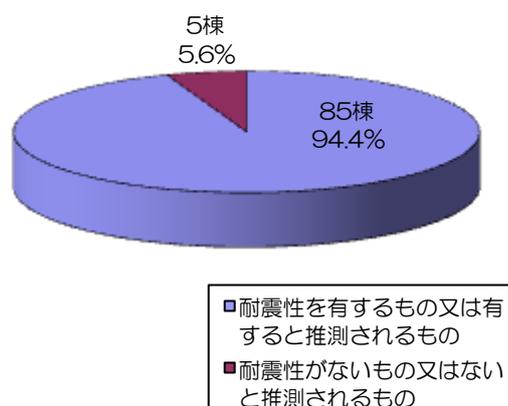
持ち家総数 (a)	11,600
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	8,220
耐震化率 (c=b/a)	70.9%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	7,390
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	4,210
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	400
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	430
耐震性がないもの又は不明なもの (h)	3,380

（出典：H20,H25 住宅・土地統計調査から推計）

(4) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は 90 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 19 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 14 棟に昭和 57 年以降に建築されたもの 71 棟を加えた、85 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は現状で 94.4%と推計されます（表 1-11、1-12）。

《多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状》



(表 1-11) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物における耐震化率の現状 (単位:棟)

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物総数 (a)	90
耐震性を満たすもの (b=d+f)	85
耐震化率 (c=b/a)	94.4%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	71
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	19
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	14
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	5

(表1-12) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館、公民館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
平成27年度における棟総数(a)	3	41	11	6	29	90
耐震性を満たすもの(b=d+f)	1	41	10	6	27	85
耐震化率(c=b/a)	33.3%	100%	90.9%	100%	93.1%	94.4%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	0	31	9	6	25	71
昭和56年以前に建築された棟数(e)	3	10	2	0	4	19
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの(f)	1	10	1	—	2	14
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	2	0	1	—	2	5

(5) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

本市における要緊急安全確認大規模建築物は、平成27年12月31日現在、存在しておりません。

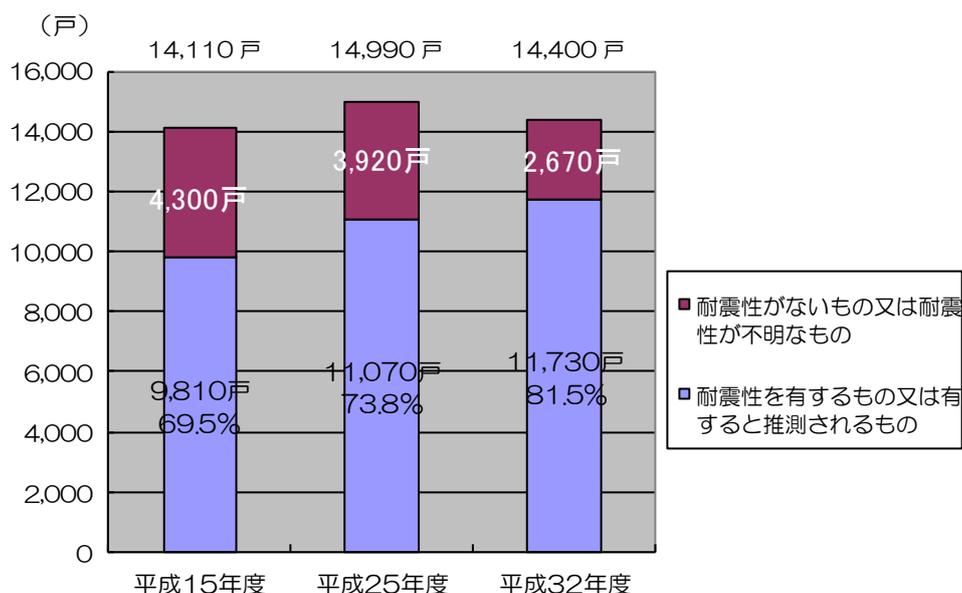
3 住宅及び多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の目標の設定

(1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、平成32年度時点の目標である90%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。（表1-13）。

《建替等に伴う更新による平成32年度における住宅の耐震化率の推計》

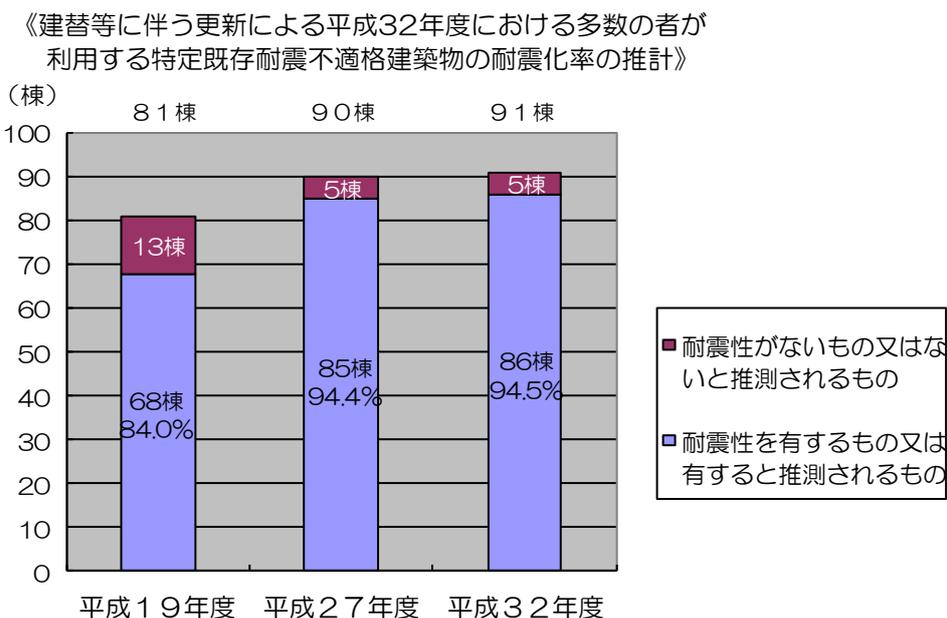


(表1-13) 建替等に伴う更新による平成32年度における住宅の耐震化率の推計 (単位: 戸)

	平成25年度	平成32年度
住宅の総数 (a)	14,990	14,400
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	11,070	11,730
耐震化率 (c=b/a)	73.8%	81.5%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	9,820	10,730
昭和55年以前に建てられたもの (e)	5,170	3,080
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	530	280
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	720	720
耐震性が不十分なもの (h)	3,920	2,670

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の平成32年度時点に

おける多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を推計します。(表1-14)



(表1-14) 建替等に伴う更新による平成32年度における多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の推計 (単位：棟)

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館、公民館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成27年度における棟総数（a）	3	41	11	6	29	90
平成32年度における総棟数（推計値）（b）	3	42	11	6	29	91
耐震性を満たすもの（c=e+g）	1	42	10	6	27	86
耐震化率（d=c/b）	33.3%	100%	90.9%	100%	93.1%	94.5%
昭和57年以降に建築された棟数（e）	1	33	9	6	25	74
昭和56年以前に建築された棟数（f）	2	9	2	0	4	17
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（g）	0	9	1	—	2	12
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	2	0	1	—	1	4

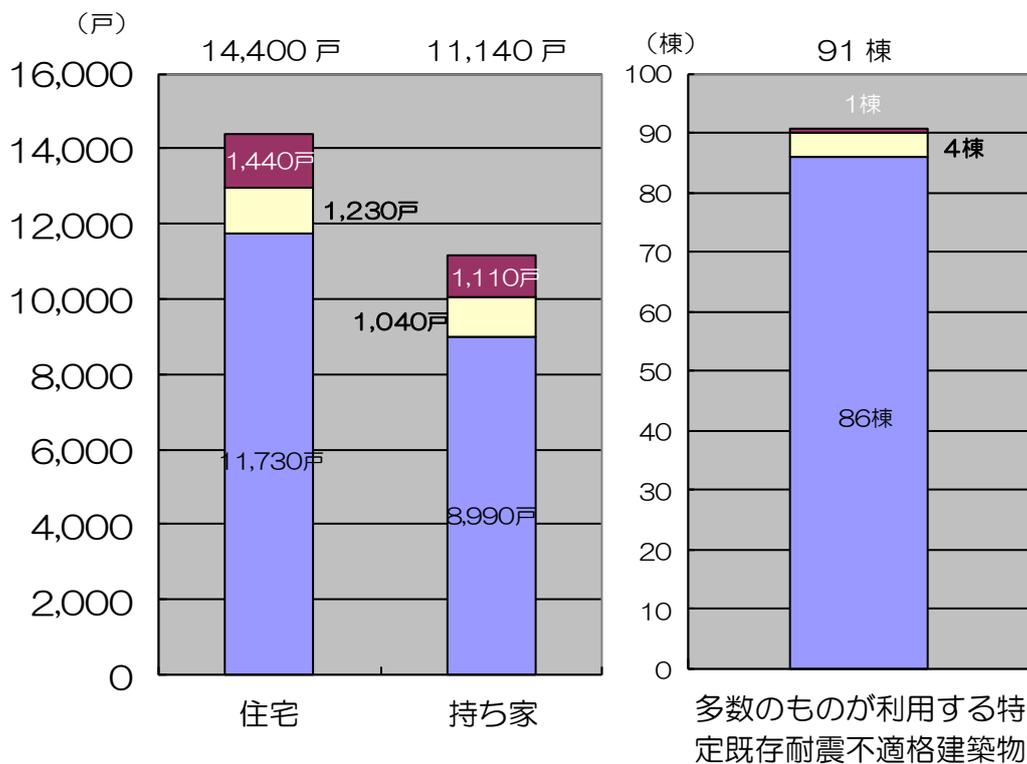
(2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%とする」とされていること及び県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、平成 32 年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

- ア 住宅については、耐震化率の目標を90%とします。
- イ 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、耐震化率の目標を98%とします。

目標の達成に向けては、今後 5 年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、市民に対する周知や施策の推進により、住宅にあつては 1,230 戸の、持ち家にあつては 1,040 戸の、多数の者が利用する建築物にあつては 4 棟の耐震改修が必要になります（表 1-15、1-16）。

《今後平成32年度までに耐震改修が必要となる戸数》



- 耐震性がないもの
- 耐震改修が必要なもの
- 耐震性を有するもの

(表1-15) 平成32年度における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅	
		持ち家
平成27年度における住宅総数 (a)	14,990	11,600
耐震性を満たすもの (b)	11,070	8,220
耐震化率 (c=b/a)	73.8%	70.9%
平成32年度における住宅総数の推計値 (d)	14,400	11,140
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成32年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による) (e)	11,730	8,990
建替等に伴う更新による平成32年度における耐震化率 (f=e/d)	81.5%	80.7%
目標(90%)を達成するために平成32年度時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	12,960	10,030
平成32年度までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	1,230	1,040
平成32年度における耐震化率の目標 (i=g/d)	90%	90%

(表1-16) 平成32年度における多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する特定 既存耐震不適格建築物
平成27年度における棟総数 (a)	90
耐震性を満たすもの (b)	85
耐震化率 (c=b/a)	94.4%
平成32年度における棟総数の推計値 (d)	91
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成32年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による) (e)	86
建替等に伴う更新による平成27年度における耐震化率 (f=e/d)	94.5%
目標(98%)を達成するために平成32年度時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	90
平成32年度までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	4
平成32年度における耐震化率の目標 (i=g/d)	98%

(3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体(民間又は公共)に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物について地震防災上の観点から、用途を5つの区分に分類し、それぞれについて当時の耐震化の状況等を踏まえ、前計画期間内において目標を設定したところ、一部の区分において、目標が達成されておりますので、達成できた区分については、更に耐震化を進めるため、新たに目標を設定します（表1-17）。

I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II 災害時に避難施設となる建築物	100%
III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	100%
IV 被災時要援護者が利用する建築物	100%
V その他の建築物	95%

（表1-17）平成32年度における多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の

耐震化率の目標（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館、公民館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成27年度における棟総数（a）	3	41	11	6	29	90
耐震性を満たすもの（b）	1	41	10	6	27	85
耐震化率（c=b/a）	33.3%	100%	90.9%	100%	93.1%	94.4%
平成32年度における棟総数の推計値（d）	3	42	11	6	29	91
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成32年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替えに伴う更新）（e）	1	42	10	6	27	86
建替えに伴う更新による平成32年度における耐震化率（f=e/d）	33.3%	100%	90.9%	100%	93.1%	94.5%
目標を達成するために平成32年度時点で耐震性を満たす必要がある棟数（g）	3	42	11	6	28	90
平成32年度までに耐震改修が必要な棟数（h=g-e）	2	0	1	0	1	4
平成32年度における用途区別の耐震化率の目標	100%	100%	100%	100%	95%	98%

4 公共建築物の耐震化の目標

市が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、市有施設（以下「市有施設」という。）にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 市有施設の耐震化の基本方針

市有施設においては、災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下、「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 市有施設の耐震化の目標

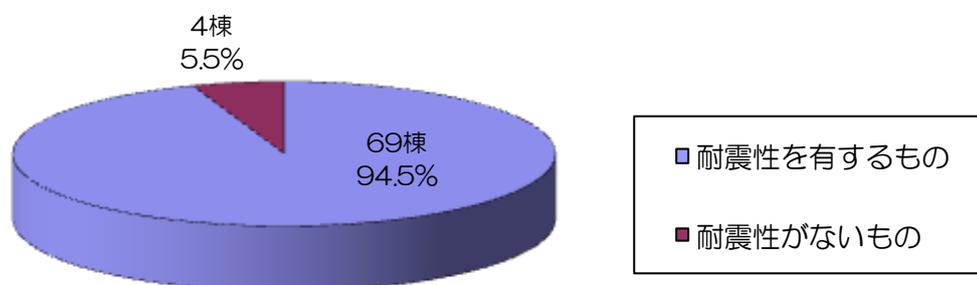
現在、市有施設（市営住宅を除く。以下同じ。）のうち災害拠点施設等は 73 棟です。このうち昭和 56 年以前に建てられた 19 棟(構成比 26%)で、そのうち耐震性を有するものは 15 棟で、昭和 57 年以降に建てられた 54 棟を加えた 69 棟が耐震性を有すると考えられ、現状での耐震化率は 94.5%となります。

市有施設（災害拠点施設等）の平成 32 年度における耐震化率の目標は、今後の改修計画や建替え予定を勘案して 98%以上とします。（表 1-17）

(3) 耐震化を推進するための方策

市有施設のうち災害拠点施設等については、施設所管課等において、4(1)の基本方針に沿って、平成 32 年度までには目標を達成できるよう耐震化（除却・改築等を含む）を進めることとします。

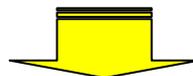
《市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状》



(表1-17) 市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

(単位：棟)

建築物の分類	ア 本庁舎、支所庁舎等	イ 小中学校、体育館、公民館	ウ 病院、診療所	エ 社会福祉施設等	オ 左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	9	51	0	1	12	73
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	7	51	0	1	10	69
耐震化率 (c=b/a)	77.8%	100%	—	100%	83.3%	94.5%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	6	37	0	1	10	54
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	3	14	0	0	2	19
耐震性を有するもの (f)	1	14	0	0	0	15
耐震化が必要なもの (g) ※	2	0	0	0	2	4



平成32年度における耐震化率の目標	100%
-------------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。